

答 申

1 審査会の結論

「諫早湾干拓事業の入植業者選定に係る一切の資料」について、長崎県知事が、平成20年6月4日付けで行った部分開示決定により不開示とした部分のうち、下記の部分は開示すべきであるが、その他の部分について不開示としたことは妥当である。

<開示すべき部分>

- ・「諫早湾干拓地農業者選考委員会」（以下「⑤選考委員」という。）のうち、備考欄に「行政（地元自治体）」及び「行政」と表示されている者の「氏名」、「出身団体の名称・役職等」

なお、「平成20年2月26日付け長崎県諫早湾干拓室長名で報道機関あて発出された「お願い」の文書一式（送付文、貸付件数・面積（平成20年2月26日現在）、諫早湾干拓農地貸付一覧）」（以下「記者提供資料」（諫早湾干拓農地貸付一覧）という。）を対象公文書に加え、開示又は不開示の決定を行なうべきである。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、平成20年5月22日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「諫早湾干拓事業の入植業者選定に係る一切の資料」の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。
- (2) 実施機関は、平成20年6月4日付けで、条例第7条第1号、第2号又は第5号に該当するという理由により、「選考審査調書一覧（個別経営体・農業生産法人）中間取りまとめ（要検討）」（以下「④採点結果」という。）のうち(a)「受理番号」、(b)（農地希望者の法人代表者あるいは個人の）「年齢」、(c)「希望農地」（の所在及びその面積）、「⑤選考委員」のうち備考欄に「有識者（金融・経営）」、「農業団体」、「経済団体」、「行政（地元自治体）」、「行政」と表示されている委員の「氏名」、「出身団体の

名称・役職等」に係る部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対してその旨を通知した。

- (3) 異議申立人は、平成20年6月5日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書によると異議申立ての趣旨は、「(諫早湾干拓事業の入植業者選定に係る一切の資料は) 公金の使途の意思形成に関わる事項であり、本件処分を取消し、開示すべきである。」というものである。なお、異議申立人は、意見書は提出しておらず、意見陳述も希望しなかった。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び意見陳述により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書は、諫早湾干拓農地の貸付けを行なう（財）長崎県農業振興公社（以下「公社」という。）が実施した入植者選定に関する文書であり、実施機関が、公社から入手したものである。

実施機関は、対象となる公文書として、「諫早湾干拓地農業者の選考に係る採点について」（以下「①採点者」という。）、「1. 審査項目・評点、2. 総合評価結果、諫早湾干拓地農業者選考審査評価表」（以下「②採点基準」という。）、「諫早湾干拓地農業者の選考経過について」（以下「③採点方法」という。）、「④採点結果」、「⑤選考委員」、「諫早湾干拓地農業者選考基準」（以下「⑥選考基準及び⑦選考方法」）、「農地貸付件数・面積、選考された農業者の概要」（以下「⑧選考結果（概要）」という。）を特定した。

(2) 「④採点結果」について

「受理番号」、(農地希望者の法人代表者あるいは個人の)「年齢」、「希望農地」(の所在及びその面積)を開示すると、特定の農業者、法人に繋がり、採点結果により当該農業者又は法人の営農計画、経営体力等の程度に先入観を与えることになり、当該農業者又は法人の営業活動を阻害し、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号アに該当すると認められる。

(3) 「⑤選考委員」について

営農者を選考する委員であることが公表されると、各方面からの問い合わせ、意見等により、平穏な生活ができなくなるため、条例第7条第1号に該当する。

また、公社は、営農者の選考にあたり、諫早湾干拓地農業者選考委員会のなかで委員名簿は公表しないことを条件に選考作業をおこなってもらった経緯がある。県が公表すると、長崎県と公社との信頼関係に問題が生じ、今後の諫早湾干拓における営農推進に支障が出てくることが危惧され、条例第7条第5号に該当する。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書について

本件開示請求に係る公文書は、諫早湾干拓農地の貸付けを行なう公社が実施した入植者選定に関する文書であり、実施機関が公社から入手したものである。

実施機関は、対象となる公文書として、「①採点者」、「②採点基準」、「③採点方法」、「④採点結果」、「⑤選考委員」、「⑥選考基準及び⑦選考方法」、「⑧選考結果（概要）」を特定している。

しかし、本審査会が実施機関から口頭による説明を受けるなかで、実施機関が「記者提供資料」（諫早湾干拓農地貸付一覧）を保有していることが判明した。当該文書は、公社と実施機関が共同で作成し、保有している文書であり、開示請求に係る一連のものとして、本件対象公文書に含まれると判断するので、実施機関は当該公文書の開示又は不開示も含めて決定を行なうことが妥当である。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件処分で不開示とされた下記のア、イについてであると認められる。

ア 「④採点結果」のうち(a)「受理番号」、(b)（農地希望者の法人代表

- 者あるいは個人の)「年齢」、(c)「希望農地」(の所在及びその面積)
- イ 「⑤選考委員」のうち備考欄に「有識者(金融・経営)」、「農業団体」、「経済団体」、「行政(地元自治体)」及び「行政」と表示されている委員の「氏名」、「出身団体の名称・役職等」

(3) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号、第2号及び第5号の規定は以下のとおりである。

① 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報(以下「個人識別情報」という。)を不開示としている。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人識別情報であっても、開示するものと規定している。

② 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合であつて、次のア、イに掲げるものを不開示としている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、ア、イに掲げるものであつても、開示するものとしている。

③ 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、開示請求に係る公文書に、県などが行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示としている。

(4) 前記(2)のアを不開示としたことの妥当性について

「④採点結果」は(a)「受理番号」、(b)「農地希望者の法人代表者あるいは個人の」「年齢」、(c)「希望農地」(の所在及びその面積)、(d)「評価項目ごとの」「評価結果」によって構成されている。このうち、(d)は本件開示請求に際し開示されており、(a)～(c)が不開示となっている。

また、すでに記者会見の際に報道各社に配布済みの「記者提供資料」(諫早湾干拓農地貸付一覧)は、受付番号、借受申出者(貸付決定者)、その住所(所在地)、入植・増反、経営区分、貸付地の所在及びその面積(ha)、主な作目等の記載で構成されている。さらに、これらとは別に、諫早湾干拓農地の貸付決定者については、「農用地利用集積計画」として諫早市より平成20年4月1日付けで公告され、住民に縦覧されている。その公告された「農用地利用集積計画」には、各借受者(貸付決定者)ごとに、借受者たる法人あるいは個人の名前・住所、当該法人の代表者あるいは個人の年齢、借り受ける土地の所在・地番・現況地目・面積、利用権(賃借権)の始期・終期(存続期間)、賃借料などが記載されている。

まず、「④採点結果」の(a)「受理番号」についてであるが、それは「記者提供資料」(諫早湾干拓農地貸付一覧)の「受付番号」と一致している。したがって、その(a)「受理番号」と「受付番号」を対比すれば、当該の法人や事業を営む個人が推測できることになり、ひいてはその当該の法人や事業を営む個人の(d)「評価項目ごとの」「評価結果」が識別できることになる。

次に、「記者提供資料」(諫早湾干拓農地貸付一覧)あるいは「農用地利用集積計画」により貸付決定者とその年齢を知ることができる以上、(b)「農地希望者の法人代表者あるいは個人の」「年齢」をそれらと対比すれば、上記(a)「受理番号」の場合と同様に、当該の法人や事業を営む個人が推測できることになり、ひいては当該の法人や事業を営む個人の(d)「評価項目ごとの」「評価結果」が識別できることとなる。

さらに「④採点結果」の(c)「希望農地」(の所在及びその面積)は、「記者提供資料」(諫早湾干拓農地貸付一覧)の貸付地の所在及びその面積(ha)あるいは「農用地利用集積計画」での借り受ける土地

の所在・面積とおおむね同一あるいは近似している。

したがって、「④採点結果」の(c)「希望農地」(の所在及びその面積)を「記者提供資料」(諫早湾干拓農地貸付一覧)の貸付地の所在及びその面積(ha)あるいは「農用地利用集積計画」での借り受ける土地の所在・面積と対比すると、上記(a)受理番号の場合と同様に、当該の法人や事業を営む個人の(d)(評価項目ごとの)「採点結果」が識別できることになる。

以上、「記者提供資料」(諫早湾干拓農地貸付一覧)あるいは「農用地利用集積計画」と対比することによって、「④採点結果」の(a)「受理番号」、(b)(農地希望者の法人代表者あるいは個人の)「年齢」、(c)「希望農地」(の所在及びその面積)から当該の法人や事業を営む個人の(d)(評価項目ごとの)「評価結果」が識別しうることになる。このことは、当該の法人や事業を営む個人に関して、「借受希望者の販売計画」・「資金調達計画」・「経営収支計画」などの各評価項目についての諫早湾干拓地農業者選考委員会による評価が判明することを意味する。これにより、第三者に対し(a)「受理番号」、(b)(農地希望者の法人代表者あるいは個人の)「年齢」、(c)「希望農地」(の所在及びその面積)を開示すれば、当該の法人や事業を営む個人の事業遂行能力や経営状況について先入観を与えることにもなりかねず、当該法人や当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、(a)「受理番号」、(b)(農地希望者の法人代表者あるいは個人の)「年齢」、(c)「希望農地」(の所在及びその面積)は条例第7条第2号アに該当するので、不開示としたことは妥当である。

(5) 前記(2)のイを不開示としたことの妥当性について

委員の氏名、出身団体の名称・役職は、条例第7条第1号に該当する個人識別情報であって、同条同号ただし書のア、イ、ウのいずれかに該当しないかぎり不開示となる。

本件対象公文書は、諫早湾干拓地農業者選考委員会の委員名簿である。本委員会は、公社が設置し、公社理事長が委嘱した学識経験者、農業・経済団体代表、行政機関代表で構成される委員会である。そして、その性格は行政委員会や地方公共団体の審議会などと異なり、当該委員会の委員は特別職の地方公務員の身分を有するものではない。

以下、順次検討する。

まず、「⑤選考委員」のうち、備考欄に「農業団体」及び「経

済団体」と表示されている委員は、当然一般職の公務員でもなく、上述のとおり特別職の公務員でもない。また、その氏名、出身団体の名称・役職等は一般に公にすることが予定されている情報とも言えない。よって条例第7条第1号ただし書ア、ウいずれにも該当しない。また、条例第7条第1号ただし書イにも該当しない。

したがって、当該委員の氏名・出身団体の名称・役職を不開示としたことは妥当である。

次に、備考欄に「有識者（金融・経営）」と表示されている委員については、条例第7条第1号ただし書ウに規定されている公務員等に該当するものの、金融・経営に関する有識者として委員に委嘱されており、その当該公務員等の職務の遂行とは関連性がうすく、条例第7条第1号ただし書ウの職務の遂行に係る情報に該当するとまでは認められない。また、条例第7条第1号ただし書ア、イにも該当しない。したがって、当該委員の氏名・出身団体の名称・役職を不開示としたことは妥当である。

次に、備考欄に「行政（地元自治体）」及び「行政」と表示されている委員は、諫早湾干拓地農業者選考委員会設置要領第2条第1項の規定によると、いずれも行政機関の代表者として委嘱されており条例第7条第1号ただし書ウに規定する当該公務員の職務の遂行に係る情報に該当する。したがって、その職名を開示すべきである。

さらに、「行政（地元自治体）」、「行政」と表示されているいずれの団体においても、当該公務員の氏名については、慣行として公にされており、条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。したがって、当該公務員の氏名も開示すべきである。

なお、備考欄に「行政（地元自治体）」及び「行政」と表示されている委員の氏名、役職等を開示したとしても、事務又は事業に関する県と公社の信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、県の農林行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じる事情は特に認められないので、条例第7条第5号に該当しない。したがって、備考欄に「行政（地元自治体）」及び「行政」と表示されている当該委員の氏名・出身団体の名称・役職を開示すべきである。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 20 年 7 月 17 日	実施機関から諮問書を受理
平成 20 年 7 月 30 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 20 年 9 月 5 日	審査会 (審査)
平成 20 年 9 月 24 日	審査会 (審査)
平成 20 年 10 月 24 日	審査会 (審査)
平成 20 年 12 月 5 日	審査会 (審査)
平成 21 年 1 月 9 日	答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
生 野 正 剛	長崎大学環境科学部教授	会 長
石 橋 龍太郎	弁護士	会長職務代 理者
井 手 園 子	司法書士	
高 橋 千 ヨ ノ	元長崎県新生活運動協議会事務局長	
林 田 克 己	長崎新聞社デジタルメディア本部長	